

「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」 における対策のとりまとめ

作成年月日	令和4年2月2日
作成部局課室名	企画県民部政策調整局政策調整課

対策1 優良ユーザーの拡大

(1) 「水上オートバイ ひょうご 安全安心 マリーナ・ショップ」 認証制度の創設

- 適切な指導・啓発を行なうマリーナ・ショップ等を県が認証
(利用(上下架)は、認証マリーナ等から行なうことを推奨)
- 認証マリーナ等を利用するユーザーに対し、リストバンド等を貸出(又は配布)

(2) 兵庫県独自ルールの設定 ※都道府県の海域すべてを対象とした独自ルールの設定は全国初

- 「徐行区域・徐行速度」、「遊泳者等の安全確保のための距離」の設定

		原則	備考
徐行	区域	沿岸から概ね100m	安全性等の観点から適当でない場合は、当該地域において、ローカルルールを設定することも可能
	速度	徐行区域では時速8km以下	遊泳者等が近い場合には、時速5km以下
遊泳者等の安全確保のための距離		概ね100m以上離れて航行	やむを得ず100m以内に近づく場合は、時速5km以下

※地域により状況が異なるため、距離や速度は概ねの目安

- 港湾・海岸等の適切な利用(地域住民や他の利用者の支障・迷惑となる行為(ゴミの放置、騒音等)をしない)

(3) 兵庫県独自ルール等の周知

- リーフレットの作成等により、ユーザーやマリーナ等に広く周知

「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」 における対策のとりまとめ

作成年月日	令和4年2月2日
作成部局課室名	企画県民部政策調整局政策調整課

対策2 啓発・パトロール活動等の強化

- (1) 県管理港湾等における対策の強化（啓発看板・車止めの設置）
- (2) 遊泳区域の拡充検討（標識（水上看板）の増設）
- (3) 官民連携による啓発・パトロールの実施（重点的な実施日の設定）

対策3 県条例の改正の検討

- (1) **危険行為**に対する**罰則の強化**
（現行：罰金20万円以下）
- (2) **飲酒操縦**に対する**罰則の創設**
（現行：罰則なし）



今後、公安委員会で
検討を進める

対策4 国への要望の検討

- (1) 危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化
 - ① 刑事罰の創設（現行：行政処分のみ）
 - ② 酒気帯びでの操縦に対する規制（現行：規定なし）
- (2) 特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化
- (3) 船舶番号の表示の確保（航行中でも番号を見えやすくするための取組）



【第1回会議の様子（知事冒頭挨拶）】

【問い合わせ先】
企画県民部政策調整局政策調整課
(TEL 078-362-9007)